

平成22年度四国地方公共工事品質確保推進協議会

日時：平成23年2月3日（木）

13：10～14：10

場所：サンポートホール高松

5F 第2小ホール

議 事 次 第

1. 開催挨拶（会長 四国地方整備局長 足立敏之）
2. 公共工事品質確保の実施状況について
3. 平成22年度における本協議会の活動状況について
4. 公共工事品質確保推進に係わる意見交換
5. 今後のスケジュール（案）について
6. その他

平成22年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会

平成23年2月3日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

公共工事品質確保の実施状況について

P. 1

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』のポイント

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

公共工事とは、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確保できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備

基本理念として、公共工事の品質は、**価格と品質が総合的に優れた内容の契約**がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定

発注者の責務として、**発注関係事務を適切に実施**しなければならないこと、**必要な職員の配置に努め**なければならないこと等を規定

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するための諸規定を整備

発注者は、**競争参加者の技術的能力を審査**しなければならないことを規定

発注者は、**技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価**しなければならないことを規定

発注者は、**技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること(技術的対話)**ができることを規定

発注者は、**技術提案の審査後に予定価格の作成が可能**であることを規定

発注者をサポートする仕組みの明確化

発注者は、基本理念にのっとり**発注者の責務を遂行**することが必要であるものの、一部には**体制が脆弱な発注者**も存在することから、これらの**発注者をサポート**するための諸規定を整備

発注者は、**発注関係事務を行う事ができる者の能力の活用**に努めなければならないこと等を規定

この場合、発注者は、**発注関係事務を公正に行うことができる条件**(発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等)を備えた者を選定することを規定

P. 2

品確法の基本方針の概要(1)

第1 公共工事の品質確保法の促進の意義に関する事項

- 発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 品質確保法の施策に関する基本的な方針

- 1 発注関係事務の適切な実施
(競争参加者に技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価)
- 2 技術的能力の審査の実施に関する事項
 - (1)有資格者名簿作成に際しての資格審査(経営状況だけではなく工事実績や工事成績を活用)
 - (2)個別工事に際しての技術審査
(必要に応じ配置予定技術者に対するヒアリングの実施により不良不適格業者を排除)
- 3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項
 - (1)技術提案の求め方
(技術的な工夫の余地が小さい工事の扱い、高度な技術提案を求める場合)
 - (2)技術提案の適切な審査・評価
 - (3)技術提案の改善(改善・提案の機会、提案概要の公表)
 - (4)高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格の作成

P. 3

品確法の基本方針の概要(2)

第2 品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

- 4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
 - 国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めるようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。
 - 地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。
- 5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項
(工事成績評定項目の標準化、必要に応じた重点監督)
- 6 発注関係事務の環境整備に関する事項
- 7 調査及び設計の品質確保に関する事項
- 8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用
 - (1)国・都道府県による支援
 - (2)国・都道府県以外の者の活用
- 9 施策の進め方
(段階的かつ計画的に推進、施策の実施状況について調査し結果を公表)

P. 4

地方公共団体に対する緊急要請について(21年度当初)

(4月3日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請)

平成21年度当初予算の成立を受けて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要ため、所要の措置を要請。

要 請 事 項

- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・歩切りの厳禁、見積もりを活用した積算方式、適切な契約変更
- ・国交省の低入札価格調査基準価格の見直しを踏まえた適切な見直し
- ・総合評価方式の導入・拡大、都道府県の第三者機関の活用等による体制整備
- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・完成検査、支払手続等の迅速化
- ・地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底

P. 5

①総合評価実施状況(市町村)

・総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価方式での発注が実施できる状況になる市町村は、H22年度中には**四国全体の98%**(93/95)まで拡大する見込み。

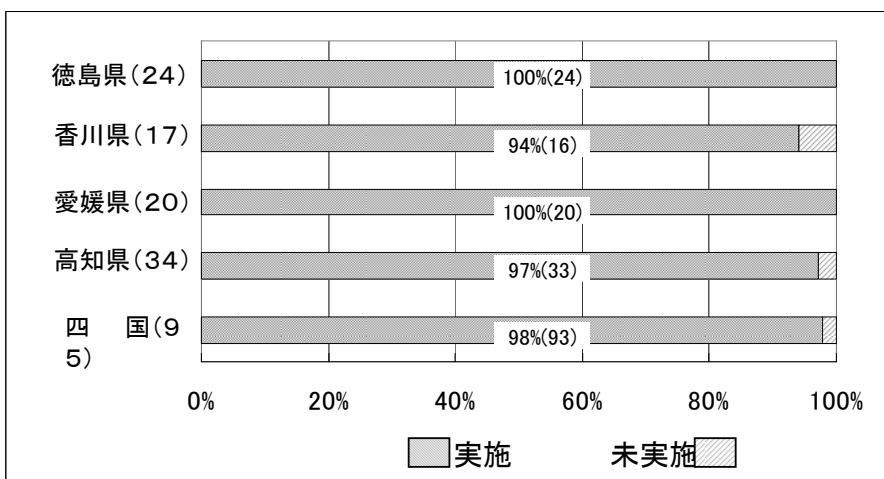
<参考>【全国】総合評価方式導入市町村 → **62%**(1068/1731)【H22.9.1調査時点】

・公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価方式での発注が定着するよう推進されたい。

◆「総合評価実施要綱」策定市町村(H22年度中に策定予定市町村含む)

【H22.12末現在】

H21総合評価実施件数



	H21総合評価実施				
	総合評価を実施した自治体数	総合評価で発注した工事件数	1自治体当たり平均工事件数	1自治体当たり最大工事件数	1自治体当たり最小工事件数
徳島	11	54	3.0	15	0
香川	14	79	5.2	40	0
愛媛	15	63	3.2	33	0
高知	18	111	3.4	47	0
四国	(61%)58	307	3.6	47	0

*平均工事件数=H21工事件数/H21総合評価実施要綱策定自治体数

<参考>【全国】総合評価を実施した自治体 → **47%**(812/1731)【H22.9.1調査時点】

P. 6

<参考> 総合評価方式に積極的に取り組んでいる市町村

H21年度に総合評価方式での発注を5件以上行った市町村(赤書きは10件以上)

- ◆徳島県：徳島市、阿南市、吉野川市、阿波市、那賀町
- ◆香川県：高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、三木町
- ◆愛媛県：松山市、西条市、愛南町
- ◆高知県：高知市、室戸市、いの町、檮原町、津野町

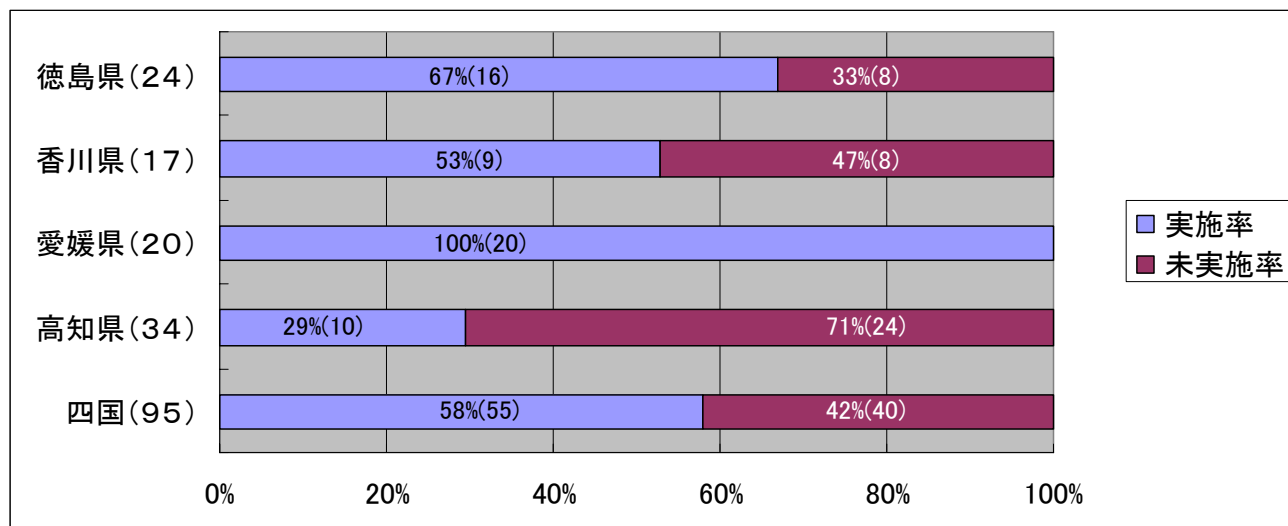
* 特に檮原町では、500万円以上の全ての工事について総合評価方式を適用するなど、積極的な推進がなされている。

P. 7

②工事成績評定の実施状況(市町村)

- ・工事成績評定は、四国全体における58%の市町村でしか実施されていない状況。
- ・工事成績評定は、受注業者の適正な選定および指導育成に資するものであるため、適切に実施いただきたい。

【平成22年12月末調査】

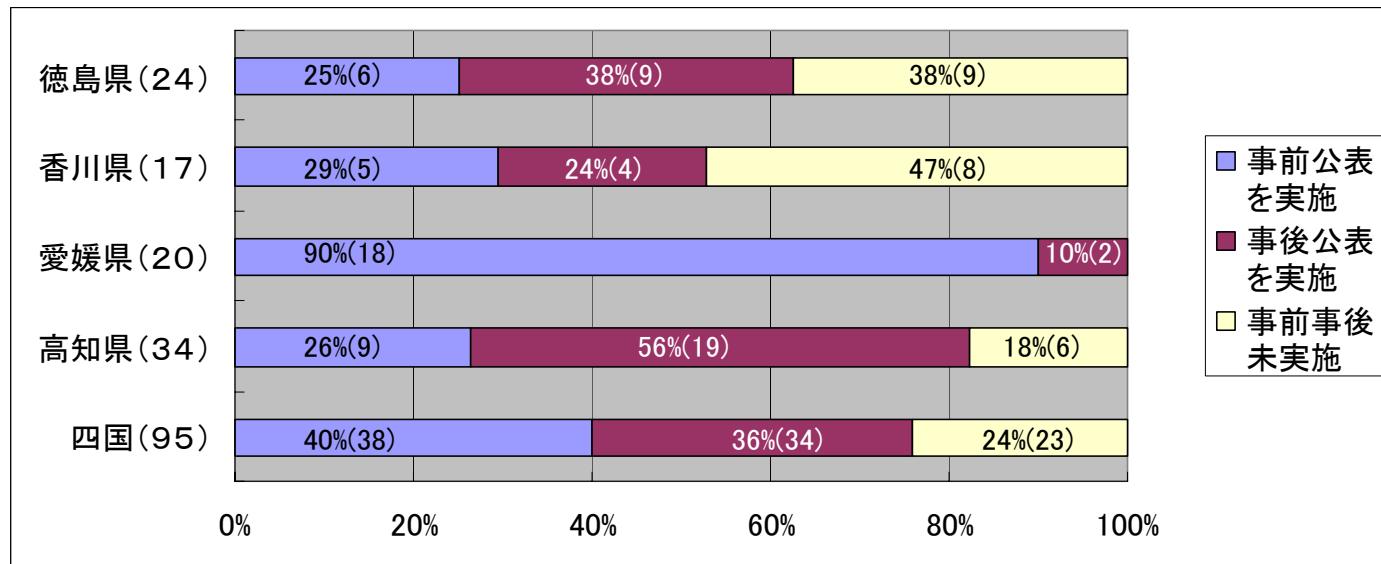


P. 8

③ 予定価格の事前公表状況(市町村)

- ・予定価格の事前公表は、未だ四国全体における40%の市町村でなされている状況。
- ・予定価格等の事前公表については、積算能力のない業者の参入を助長するなどの理由から、順次事後公表に移行いただきたい。

【H22.12末現在】



* 事前公表と事後公表を併用している場合は、「事前公表を実施」の方に計上している。

P. 9

<参考>

予定価格事前公表取りやめについての建設業界からの意見・要望

H22中国・四国土木施工管理技士連合会懇談会(H22.11.30)

(地方自治体に対する要望)

・予定価格の事前公表とマニュアル化されている低入札調査は、低価格競争を助長させるとともに経営環境を悪化させ、優良な技術者・技能者の雇用・育成の障害となるので、品質確保や適正な利益を確保する観点から、厳正な低入札防止対策の実施と最低制限価格の引き上げを要望します

H22ブロック会議における公共調達に関する主な要望意見(H22.12.20)

(社)全国建設業協会

・予定価格の事前公表は、自らの積算技術に基づき独自の見積もり努力を払っても、積算能力のない企業との価格競争を余儀なくされるため、ダンピング競争につながり結果的に技術と経営に優れた企業が受注できずに品質の低下や地域建設業の衰退につながることから、予定価格の事後公表を要望いたします。

P. 10

平成22年度における本協議会の活動状況について

P. 11

四国地方公共工事品質確保推進協議会の経緯

公共工事品質確保促進連絡会議

<設立> 平成17年1月
<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 発注者技術力の向上策、支援策について研究及び検討



平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

四国地方公共工事品質確保推進協議会

<設立> 平成18年7月12日
<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等

H18 協議会

<開催> 平成18年11月13日
<メンバー> 整備局、4県、57市町村(出席46市町村約100名) ※協議会后84市町村が賛同

H19 協議会

<開催> 平成19年7月18日
<メンバー> 整備局、4県、96市町村(出席84市町村約150名)
<議題> ・補助事業については各市町村1件の総合評価方式を試行することで了承。
・発注者支援技術者213名追加(1,418名)

H20 幹事会

<開催> 平成20年7月31日
<メンバー> 整備局、4県、95市町村(出席65市町村約100名)
<議題> ・全市町村で総合評価方式を試行することで了承。
・発注者支援技術者187名追加(1,605名)
・発注者協議会として他省庁等の参画追加の拡充について 等

P. 12

H20 協議会

<開催> 平成20年10月24日
<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席77機関約130名)
<議題> ・他省庁、特殊法人等の参画を追加し協議会を拡充
・全市町村で総合評価落札方式を試行することで了承
・公共工事の品質確保に関する当面の対策について(H20.3.28申合せ) 等

H21 幹事会

<開催> 平成21年11月10日
<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席65機関約100名)
<議題> ・平成22年度より、4県の既存協議会等を活用し、各県単位での取り組みを行うことについて合意
・全市町村で総合評価方式、予定価格等の事後公表推進していくことを確認等

H22 幹事会

<開催> 平成22年6月8日
<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席75機関約100名)
<議題> ・本協議会の平成22年度実施方針(自治体支援等)について
・各機関における公共工物品質確保推進等に係わる取り組みについて
・総合評価落札方式等の推進について
・平成22年度協議会開催に向けての取り組み 等

H22 協議会

<開催> 平成23年2月3日
<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村
<議題> ・公共工物品質確保の実施状況について
・H22年度における本協議会の活動状況について
・公共工物品質確保推進に係わる意見交換
・今後のスケジュール(案)

P. 13

平成22年度実施計画【H22幹事会決定事項】

①各県の既存協議会を活用し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施する(新規)

・H22年度より、各県の既存協議会等を活用して、自治体担当者レベルを対象に、公共工物品質確保推進に関する必要な情報提供、意見交換等を行う。

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の拡充を図る(継続)

・自治体発注事務担当職員の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査現場において臨場(実地研修)を実施する。

* 臨場実施の期間、対象工事等を、H21年度よりも更に拡充して実施。

* 特に要望のある場合、自治体小規模工事の検査現場に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言する支援を行う(国交省、徳島県)

③国・県等の既存研修制度の活用推進(継続)

・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の既存研修制度の活用を推進する。

④品確推進首長キャラバンの実施(新規)

・特に、総合評価方式による発注体制が十分に確立していない市町村、工事成績評定がなされていない市町村の首長を対象に、国・県担当者が直接訪問して意見交換を行い、首長の意向を把握する。

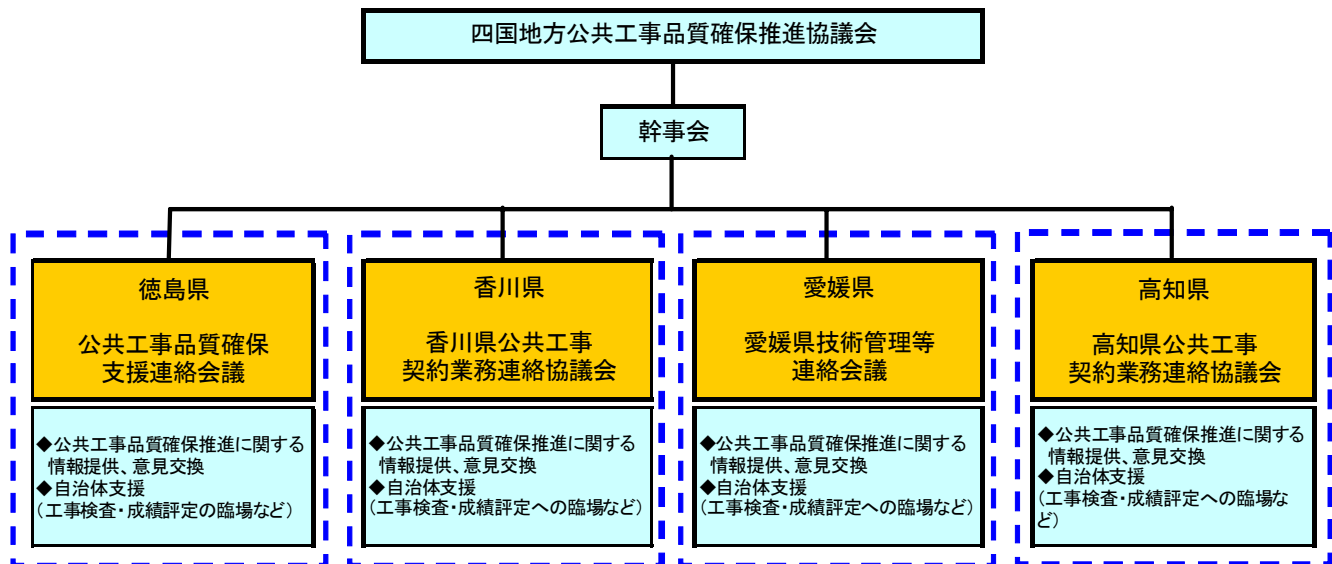
・各自治体の状況に応じた適切な支援を行い、公共工物品質確保の推進を図ることを目的とする。

P. 14

①各県単位における自治体支援体制の確立

①各県の既存協議会を活用し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施する

・H22年度より、各県の既存協議会等を活用して、自治体担当者レベルを対象に、公共工事事質確保推進に関する必要な情報提供、意見交換等を行う。



◆各県の既存協議会を活用した取り組み結果

機関名	各県既存の会議等名称	開催日	会議・協議会での実施内容
徳島県	公共工事事質確保支援連絡会議	平成22年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ◇講演「入札談合の防止に向けて：公正取引委員会」 「品質確保の取り組みについて：四国地方整備局」 ◇県からの説明「徳島県及び市町村の入札・契約制度等について」 ◇市町村との意見交換「入札・契約・工事の品質確保等の諸問題について」
香川県	香川県公共工事契約業務連絡協議会	平成22年5月31日 平成22年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ◇5月の実施内容 (県)①香川県の平成22年度入札・契約制度について ②入札及び契約手続の改善等について ③総合評価方式の導入について ④かがわ電子入札システムの共同運用について (国)公共工事事質確保に係わる情報提供 ◇11月の実施内容 ①講演会「入札談合の防止に向けて」 ②講演会「公共工事請負契約における諸問題について」
愛媛県	愛媛県技術管理等連絡会議	平成22年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> 議題①総合評価落札方式の実施・拡大について ②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場) ③建設CALS/ECについて (県)県の入札、契約制度の改善等について(情報提供) (国)公共工事事質確保に係わる取り組みについて(情報提供)
高知県	高知県公共工事契約業務連絡協議会	平成22年7月2日 平成22年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ◇7月の実施内容 (県)①入札・契約業務に関する注意点等に係る情報提供 ②公共事業における建設業法の取扱い等に係る研修 (国)公共工事事質確保に係る情報提供 ◇11月の実施内容 (国)①CM方式の概要と活用に関する情報提供 ②施工体制と技術者配置に係る研修 ③総合評価落札方式に関する情報提供
四国地方整備局	・徳島県、香川県、愛媛県、高知県の協議会等に出席して、公共工事の品質確保に関する情報提供・意見交換を行った。		

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の実施状況

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の拡充を図る

・自治体発注事務担当職員の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査現場等において臨場(実地研修)を実施する。

* H22から、臨場実施の期間・対象工事等をH21より更に拡大して、国・県が一体となり支援を実施している。

◆「工事検査・成績評定への臨場」の実施状況【H22. 12末現在】

機関名	①「国・県の発注工事を対象とした臨場」の実施状況	②「市町村発注工事を対象とした臨場」の実施状況
徳島県	・4市5町1村19名が参加。 ・参加自治体は、徳島市、小松島市、美馬市、三好市、佐那河内村、美波町、牟岐町、松茂町、上板町、東みよし町	・臨場については、現時点で希望なし。 ・松茂町では工事成績評定導入準備のため、松茂町役場で町職員12名に対し工事検査研修を実施。
香川県	・工事検査・成績評定の市町村支援については、(財)香川県建設技術センターにおける業務の一環として支援体制を整えているが、現時点で実施なし。	
愛媛県	・4市6町48名が参加。 ・参加自治体は、愛南町、松前町、砥部町、上島町、伊方町、大洲市、西予市、久万高原町、今治市、四国中央市	・実施していない
高知県	現時点で、市町村からの希望なし	・実施していない
四国地方整備局	・2県6市4町34名が参加。 ・参加自治体は、徳島県、鳴門市、阿南市、三好市、松茂町、香川県、丸亀市、西条市、愛南町、久万高原町、高知市、いの町	・現時点で希望なし

P. 17

③国・県等の既存研修制度の活用状況

③国・県等の既存研修制度の活用推進

・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の既存研修制度の活用を推進する。

◆H22各研修への市町村参加状況(平成22. 12末現在)

機関名	研修名等	対象者	実施日	研修内容	参加者
徳島県	土木技術職員研修	・県新規採用職員 ・市町村新規採用職員及び新任職員	1回目 H22.7.30～H22.8.6 (6日間) 2回目 H23.2.28	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・CALS/EC ・現場研修 ・ゼミナール など	1回目 ・2市2町9名が参加。 ・参加自治体は、徳島市、鳴門市、神山町、那賀町
	技術管理等説明会	県担当者・市町村担当者	H22.6.17、H22.6.18、 H22.6.21、H22.6.22(4日間)	・土木工事積算基準等の改定について ・土木工事積算の運用について など	・5市14町1村78名が参加。
香川県	初任技術者のための監督業務((財)香川県建設技術センターにおける研修)	県・市町村初任技術職員	H22.5.19	・監督員の役割について(事業執行の流れ、工事管理基準等) ・土木工事がながれ(積算～工事評定まで) ・入札・契約制度について など	・県3名、6市5町20名が参加 ・参加自治体は、高松市2、丸亀市3、坂出市1、さぬき市2、東かがわ市4、三豊市2、土庄町1、小豆島町1、宇多津町2、三木町1、綾川町1
	公共工事の工事監督と検査・監察研修((財)香川県建設技術センターにおける研修)	県・市町村職員	H22.12.15	・公共工事の監督・検査・品質確保推進に係る取り組みについて ・工事の検査及び監察のポイント など	・県8名、4市1町12名が参加。 ・参加自治体は、坂出市1、さぬき市2、東かがわ市5、三豊市3、多度津町1

P. 18

機関名	研修名等	対象者	実施日	研修内容	参加者
愛媛県	工事検査専門員等会議	県・市町検査担当職員	10月6日	・平成21年度検査工事に係る成績評価結果について ・模擬評価の実施)	・県27名、 8市5町22名 が参加 ・参加自治体は、 四国中央市2、今治市2、上島町1、松山市2、東温市3、久万高原町2、伊予市1、大洲市1、内子町1、西予市3、宇和島市1、鬼北町1、愛南町2
	土木職員技術研修	係長級以下の県・市町の技術職員	前期:6月2日～4日 後期:10月6日～8日	・公共工事の品質確保、設計・積算、施工管理、監督業務 ・工事検査における留意事項	[前期]県:18名・ 市町職員18名 ・参加自治体は、 四国中央市1、新居浜市3、西条市2、今治市1、松山市3、東温市1、伊予市1、松前町1、西予市2、宇和島市1、鬼北町1、愛南町1 [後期]県:21名・ 市町職員16名 ・参加自治体は、 四国中央市1、新居浜市3、西条市2、今治市1、松山市3、伊予市1、松前町1、西予市2、宇和島市1、鬼北町1
高知県	土木技術職員研修(講師:県職員、実施:高知県建設技術公社)	県担当者・市町村担当者	H22.6.29～6.30 H22.7.20～7.21	・土木業務の概要について ・補助事業の概要について ・災害復旧事業について	・ 5市2町13名 が参加 ・参加自治体は、 高知市4、須崎市1、宿毛市2、四万十市2、香美市1、いの町2、大月町1
四国地方整備局	品確法(総合評価)研修(H22.4.14～4.16)	発注事務担当者	H22.4.14～4.16(3日間)	・入札契約方式に係わる事務手続き ・工事、業務の総合評価方式 ・TECRIS、CORINS操作演習 など	・自治体からの参加は、 愛媛県2、高知県1、東かがわ市1、西予市1
	初任監督員研修	新任係長クラス	H22.4.19～H22.4.23(5日間)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・CALS/EC	・自治体からの参加は、 四国中央市1
	監督検査技術研修	監督官、出張所長クラス	H22.5.17～H22.5.21(5日間)	・ゼミナール など	自治体からの参加者なし

●課題

・各機関の研修時期が年度当初に実施されているため、前年度から情報の提供や取り組みが必要

◆公共工物品質確保推進に係わる【H23研修等一覧】

- ・下表は、各機関におけるH23実施予定の研修等一覧。
- ・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、本研修等の活用を推進されたい。

* 例年、年度当初頃に通知する研修計画を、本協議会の中で先行して情報提供しています。

機関名	研修名等	対象者	実施予定日	研修内容(案)	申し込み方法
徳島県	H23年度総合評価落札方式説明会	・県発注事務担当者 ・希望する市町村職員	4月に県内4会場(各1日)の予定で実施	・工事、業務の総合評価方式	・各市町村に対して開催案内を送付するが、申し込みは不要。
	技術管理等説明会	・県発注事務担当者 ・希望する市町村職員	6月に県内4会場(各1日)の予定で実施	・土木工事積算基準等の改定について ・土木工事積算の運用について など	【問い合わせ先】 県土整備部建設管理課(088-621-2748)
	新規採用職員研修	・県新規採用職員 ・市町村新規採用職員及び 新任職員	第2四半期に1週間、第4四半期に2日間の予定で実施	・品確法、入札契約方式について ・積算・監督・検査について ・CALS/EC ・現場研修 ・ゼミナール など	・研修案内を送付。 ・調査票に記入の上、建設管理課へ申込。 【問い合わせ先】 県土整備部建設管理課(088-621-2748)
	臨場検査研修	・希望する市町村職員	第3四半期に県内4会場(各1日)の予定で実施	・臨場検査	・事前に研修希望調査票を送付。 ・調査票に記入の上、建設管理課へ申込。 【問い合わせ先】 出納局工事検査課(088-621-2619)

機関名	研修名等	対象者	実施予定日	研修内容(案)	申し込み方法
香川県	初任技術者のための監督業務	県および市町の新規採用土木技術職員、工事監督経験の浅い方	第1四半期に1日間の予定で実施	・監督員の役割、土木工事のながれ ・入札契約制度について など	<p>・開催の約1か月前に案内文書を送付し、ホームページに掲載。</p> <p>・希望する研修があれば定められた様式に必要事項を記入し、期限までにFAXまたはホームページから申し込み。</p> <p>【問い合わせ先】(財)香川県建設技術センター 事業課 研修担当 (087-888-6630)</p>
	公共工事の工事監督と検査・監察研修	県および市町の技術職員	第2四半期に1日間の予定で実施	・工事の監督・検査、品質確保推進に係わる取り組みについて ・工事監察のポイント など	
愛媛県	土木職員技術研修(前期・後期)	市町の土木技術職員(係長、主任、技師) 市町職員20名程度	6月頃及び10月頃に各3日間の予定で実施	・公共工事の品質確保について ・工事の総合評価方式について ・入札契約制度について ・工事検査における留意事項 等	<p>・各市町に対し開催案内を通知し研修参加希望者を募る予定</p> <p>【問い合わせ先】 土木部土木管理課技術企画室 (089-912-1000)</p> <p>・各市町に対し毎月、臨場対象工事リストを通知し、参加希望者を募る予定</p> <p>【問い合わせ先】 土木部土木管理課技術企画室 (089-912-1000)</p>
	県・市町職員技術研修会(前期・後期)	市町職員	7月頃及び1月頃に県内3箇所各1日間の予定で実施	・工事の総合評価方式について 等	
	工事検査専門員等会議	工事検査に携わる者	未定	・工事の成績評定の模擬評定の実施	
	工事検査・成績評定への臨場	希望する自治体職員	毎月(自治体からの希望を受けて実施)	・実際の工事検査(書面及び現地)に臨場していただき、工事検査・成績評定の手順・ポイント等を習得してもらう。	

機関名	研修名等	対象者	実施予定日	研修内容(案)	申し込み方法
高知県	現場見学研修	県および市町村の技術職員	随時	工事施工の現場を見学・研修することにより土木技術職員として必要な知識を習得する。	<p>研修内容をメール送信により案内ホームページに掲載</p> <p>【問い合わせ先】 (社)高知県建設技術公社 企画研修課 (088-850-4430)</p> <p>随時受付。希望する場合は、建設検査課に申込。 【問い合わせ先】 土木部建設検査課 (088-823-9825)</p>
	市町村CALS/EC実務研修CAD基礎編	市町村の技術職員	6月	CAD(基礎編)を主体とした発注者の操作体験型研修(各人パソコン1台) 20人*1回	
	市町村CALS/EC実務研修CAD実務編	市町村の技術職員	12月	CAD操作応用編研修(各人パソコン1台) 20人*1回	
	市町村CALS/EC実務研修電子納品編	市町村担当者	12月	電子納品を実施するために必要な知識の習得をはかる。20人*1回	
	新技術・新工法研修	県・市町村・民間の技術職員	7月	新技術・新工法の習得 100人*1回	
	新任土木技術職員研修	市町村の新採職員	5月	市町村土木技術職員(新規採用等)の受入研修	
	施工管理研修	市町村および民間の技術職員	12月	公共工事の適正な施工を確保するために、施工計画書の作成や施工管理等に必要な知識の習得をはかる。80人*1回	
	第12回高知県建設技術研究発表会	県・市町村・民間の技術職員	1月	建設技術に関する研究発表 200人*1回	
	土木技術職員研修	県および市町村の技術職員	3月	行政の課題等について認識を深め、土木技術職員としての資質を高めると共に技術力の向上を図る。50人*1回	
	土木技術職員研修(災害復旧)	市町村初任技術職員および県新採職員	7月	災害復旧事業の流れ、留意点、事例、工法の考え方、演習 30人*1回	
	土木技術職員研修(基礎Ⅰ)	市町村初任技術職員および県新採職員	6月	測量、設計、積算業務の概要、測量機器等操作実習 30人*1回	
	土木技術職員研修(基礎Ⅱ)	市町村初任技術職員および県新採職員	7月	土木業務概要、土木工事概要、補助事業概要等 30人*1回	
	土木技術専門研修	県・市町村・民間の技術職員	上半期	土木技術に関する知識の習得を図る。15人*3回	
	県工事検査への臨場	希望する市町村職員	随時(市町村からの希望を受けて実施。繁忙時期は受入不可。)	実際の工事検査に臨場していただき、検査の手順・ポイント等を修得してもらう。	

機関名	研修名等	対象者	実施予定日	研修内容(案)	申し込み方法
四国地方整備局	品確法(総合評価)研修	発注事務担当者	第1四半期に3日間の予定で実施(4月頃の予定)	・入札契約方式に係わる事務手続き ・工事、業務の総合評価方式 ・TECRIS、CORINS操作演習 など	・H23年3月末頃に聴講案内希望等調査票を四国管内全市町村の研修担当者に送付予定。 ・希望する研修があれば定められた様式に必要事項を記入し、期限までに総務部人事課まで提出。
	初任監督員研修	新任係長クラス	第1四半期に5日間の予定で実施(5月頃の予定)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・CALS/EC ・ゼミナール など	
	監督検査技術研修	監督官、出張所長クラス	第1四半期に5日間の予定で実施(5月頃の予定)		【問い合わせ先】四国地方整備局総務部人事課研修係(087-851-8061)
	直轄工事検査・成績評定への臨場	希望する自治体職員	・毎年7月～2月(自治体からの希望を受けて実施)	・実際の工事検査(書面及び現地)に臨場していただき、工事検査・成績評定の手順・ポイント等を習得してもらう。	・H22.6.23付け事務連絡「自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)の実施について」参照。 【問い合わせ先】四国地方整備局企画部技術管理課(087-851-8311)

④品質確保推進に係る首長キャラバンの実施状況

④品質確保推進首長キャラバンの実施

- ・特に、総合評価方式による発注体制が十分に確立していない市町村、工事成績評定がなされていない市町村の首長を対象に、国・県担当者が直接訪問して意見交換を行い、首長の意向を把握する。
- ・各自治体の状況に応じた適切な支援を行い、公共工事品質確保の推進を図ることを目的とする。



- 今回各県・事務所の協力を得て、**59市町村に対してキャラバンを実施。**
- その結果、総合評価方式、工事成績評定の推進について、以下の意見を得ることができた。
 - ・第三者委員会の意見聴取が県経由となり、時間と労力がかかる。
 - ・業務量の増大
 - ・時間と労力がかかりすぎる
 - ・職員不足、技術力不足
 - ・技術系職員が少なく対応が困難
 - ・地元企業の活性化が優先
 - ・町外業者が参入すると、町内業者は太刀打ちできない
 - ・工事成績評定について経験がないため、どのように実施して良いかわからない 等

◆首長キャラバン実施結果【首長の主な意見に対する対応策】

①総合評価方式について(その1)

・第3者委員会の意見聴取が県経由となるため、時間と労力がかかる。

対応策

◆学識経験者の派遣

- 総合評価方式の学識経験者として、国交省、県の職員を派遣する等の支援を行っているので、積極的活用を図られたい。
- なお、学識者の意見聴取は、あらかじめ定められた様式をEメールでやりとりするなどの簡便な方法での実施も可能。

<参考>

機関名	H22支援実施市町村等【H22.12末現在】	問い合わせ先
徳島県	小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、那賀町、牟岐町、美波町、松茂町 (全市町村を対象に、県の学識経験者意見聴取担当者を通知している)	県土整備部 建設管理課 088-621-2748
香川県	丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、多度津町、まんのう町	土木部 技術企画課 087-832-3510
愛媛県	愛媛県建設技術支援センター(NPO法人)が業務の一環として支援する体制を整えている(有料)	愛媛県建設技術センター 089-932-3900
高知県	高知市、室戸市、土佐清水市、四万十市、香南市、大川村、いの町、大月町、黒潮町	土木部 建設管理課 088-823-9813
四国地方整備局	阿南市、高松市、東かがわ市	企画部 技術管理課 087-811-8311

P. 25

①総合評価方式について(その2)

- ・業務量大。
- ・時間と労力がかかりすぎる。

対応策

◆「市町村向け簡易型(特別簡易型)総合評価方式」を適用する

技術的工夫の余地が小さい工事等については、施工の確実性を担保するため、「同種・類似工事の経験、工事成績等」など簡易な評価項目で評価する方法がある。

- 未だ「特別簡易型」が制度化されていない市町村があるので、必要に応じて適用を検討されたい。

<参考>

四国管内市町村の【特別簡易型】適用状況【H22.12末現在】

- ・徳島 : 19/19 = **100%**
- ・香川 : 12/15 = **80%**
- ・愛媛 : 19/20 = **95%**
- ・高知 : 28/33 = **85%**

P. 26

①総合評価方式について(その3)

- ・職員不足、技術力不足。
- ・技術系職員が少なく対応が困難。

対応策①

◆国、県等の「研修制度」の活用

→市町村担当者の受入可能な既存研修制度を活用し、職員の技術力向上を図る。

* 研修はP20～23【H23研修一覧】参照

対応策②

◆アウトソーシングによる人員確保

→発注関係事務を適正に行うことのできる外部の者を活用する。

→外部の者の選定は、「公共工事事業品質確保技術者資格制度」の資格者より選定する。

* 本資格制度に関する情報は右記URL参照【<http://www.zenken.com/hinkaku/hinkaku.html>】

<参考>【H22技術審査支援業務】発注市町村

- ・徳島県 : なし
- ・香川県 : なし
- ・愛媛県 : 西条市、今治市、伊予市、内子町、愛南町
- ・高知県 : いの町

P. 27

①総合評価方式について(その4)

- ・地元企業の活性化が優先。
- ・町外業者が参入すると、町内業者は太刀打ちできない。

対応策

◆評価項目の工夫

→「地域貢献度」を評価項目に設定することにより、地元企業を優位に評価できる。

- ・「過去〇年における、〇町内の災害時における活動実績の有無」
- ・「過去〇年における、〇町内の道路除雪・維持修繕実績の有無」
- ・「〇日現在における、〇町従業員の雇用状況(多いほど優位に評価)」など

◆参加資格要件に縛り

→参加資格要件に縛りを設けることで、町外業者の参入を防ぐことは可能。

- ・「〇町内に建設業法に基づく本店を有すること」など

P. 28

②工事成績評定について

- ・技術系職員が少なく対応が困難。
- ・工事成績評定について経験がないため、どのように実施してよいか分からない。

対応策①

◆国、県等の「研修制度」の活用

→市町村担当者の受入可能な既存研修制度を活用し、職員の技術力向上を図る。

* 研修はP20～23【H23研修等一覧】参照

対応策②

◆「自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)」の活用

→国や県が実施する工事検査の現場に臨場し、検査や工事成績評定の要領を習得する。

* 今年度の実施状況はP17「工事検査・成績評定への臨場」の実施状況【H22.12末現在】参照

P. 29

対応策③

◆アウトソーシングによる人員確保

- ・発注関係事務を適正に行うことのできる外部の者を活用する。
- 外部の者は、「公共工事品質確保技術者資格制度」の資格者より選定する。

<参考>

【H22施工管理業務、検査支援業務】発注市町村

- ・徳島県 : なし
- ・香川県 : さぬき市、三木町、まんのう町
- ・愛媛県 : なし
- ・高知県 : 佐川町、中土佐町、四万十町、大川村

P. 30

③ 予定価格の事後公表について

◆「事前公表の方が良い」という意見

- ・事前公表していることで、現在まで特に問題は生じていない。
- ・事前公表のメリットは大きく、情報漏洩や癒着もなくなる。小さな自治体では癒着が起こりやすい。
- ・事前公表を適用した経緯がある。事後にするならそれ相応の理由が必要。
- ・事後公表を試行した結果、落札率が高くなった。

◆「今後検討の必要有り」という意見

- ・事前公表については、考え直す時期に来ている。
- ・事後公表にすべきと考えているが、県や他の市町村が未実施であるので移行しづらい。

◆「事後公表の方が良い」という意見

- ・事前公表では、積算能力のない業者が順番に落札するようになるので良くない。
- ・事前公表では業者が勉強しなくなるので、絶対事後公表にすべき。

P. 31

事後公表の方が好ましいと考える理由

- ・予定価格の事前公表は、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること。
- ・調査基準価格や失格基準の事前公表については、これらの価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適正な積算を行わずに入札を行った業者が落札する事態が生じること。
- ・建設業者の見積もり努力を損なわせること。
- ・談合が一層容易に行われる可能性があること。 など

P. 32

公共工事品質確保に係わる意見交換

P. 33

総合評価方式等への積極的な取り組み事例

橿原町

◆総合評価方式について

- ・500万円以上の工事はすべて総合評価方式対象工事として発注
- ・学識者への意見聴取は県職員に依頼
- ・全体工事の内4～5割を総合評価方式で発注しているため、職員も業者も「一般的な発注方法」として認識しており、余分な負担は感じていない。

吉野川市

◆総合評価方式について

- ・入契業務の一元化、併せて電子入札システムの導入により効率化・省力化が図られている
- ・学識者への意見聴取は県職員に依頼

◆工事検査・成績評定について

- ・職員の検査官を配置し、技術補助員に県退職者を嘱託員として採用することにより、検査体制の充実を図っている。

P. 34

◆総合評価方式について

- ・適正化法、品確法に対応する入札係を配置して、入契手続きを一元化して実施
- ・学識者の意見聴取は、主に愛媛県建設技術センター(有料)を活用
- ・3000万円以上の建築以外の工事は例外なく総合評価方式で発注している。この考えが浸透しており、労力がかかるといった意識はそれほどない。

◆工事検査・成績評定について

- ・技術職としての採用はしていないが、学歴を参考に工学系の学部の経験者や有資格者を総合評価や工事検査の担当として配置している。
- ・工事検査・成績評定を専門で行う専門員(1名)を配置
- ・国・県が実施している研修や工事検査への臨場には積極的に参加

今後のスケジュール(案)について

◆公共工事事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

①各県の既存協議会を活用し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施(継続)

- ・各県の既存協議会等を活用して、自治体担当者レベルを対象に、公共工事事品質確保推進に関する必要な情報提供、意見交換等を行う。

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続)

- ・自治体発注事務担当職員の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査現場において臨場(実地研修)を実施するので積極的活用を図る。

③国・県等の既存研修制度の活用推進(継続)

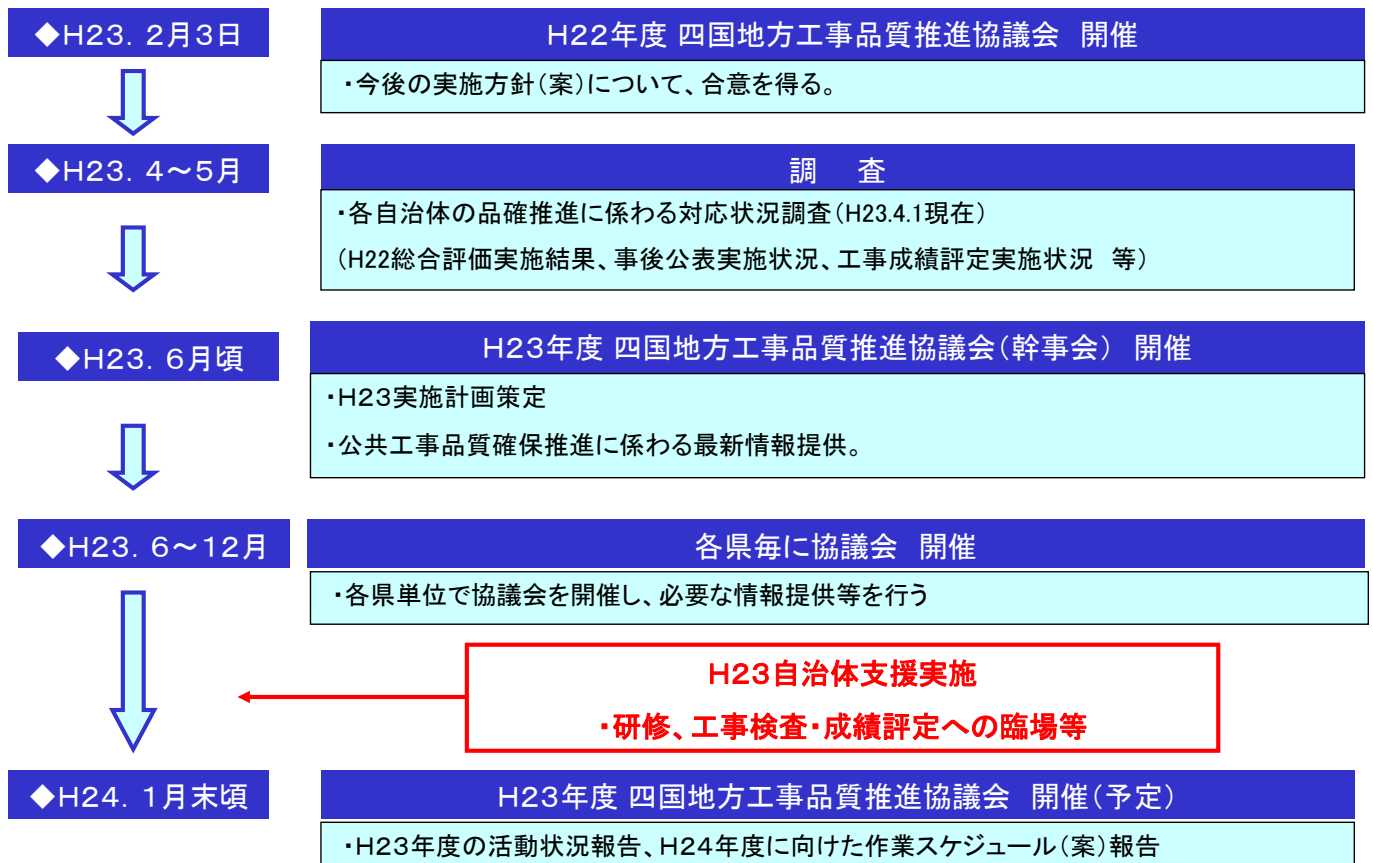
- ・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の既存研修制度の積極的活用を図る。

④国・県等の学識経験者の活用推進(継続)

- ・総合評価方式の学識者として、国・県等の職員を派遣する支援の積極的活用を図る。

P. 37

H23協議会開催に向けてのスケジュール(案)



P. 38